

監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部〔秘書広報課、政策推進課（新幹線推進室・政策推進プロジェクト室）、中心市街地活性化推進室、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課、大学設置準備課、看護専門学校〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年11月28日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫
同 宮 崎 則 夫

企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成24年10月25日（木）

2 監査の対象

企画政策部

秘書広報課、政策推進課（新幹線推進室・政策推進プロジェクト室）、
中心市街地活性化推進室、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・
男女共同参画センター）、原子力安全対策課、大学設置準備課、看護専門
学校（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業
の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ
関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われてい
るか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

敦賀市補助金等交付規則第3条第2項により申請のあった補助金について
は、事業実績を十分精査の後、支出するよう努められたい。

また、補助金申請団体には、正確で分かりやすい事業報告書を提出するよう
指導に努められたい。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われて
いるものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～7のとおりである。（別表省略）